

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案

○題名関係

(網掛部分は修正部分)

<p>修正案</p>	<p>現行 (閣議決定時点)</p>
<p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律</p>

修 正 案	改 正 案（閣議決定時点）	現 行
<p>第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に 対し、旅館業の施設における特定感染症のま ん延の防止に必要な限度において、特定感染 症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者 の区分に応じ、当該各号に定める協力を求め ることができる。</p> <p>一 特定感染症の症状を呈している者その他 の政令で定める者 次に掲げる協力</p> <p>イ 当該者が次条第一号第一号に該当する かどうかを明らかでない場合において、 医師の診断の結果その他の当該者が同号 に該当するかどうかを確認するために必 要な事項として厚生労働省令で定めるも のを厚生労働省令で定めるところにより 営業者に報告すること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感 染症を除く。）の患者、感染症法第八条（ 感染症法第四十四条の九第一項の規定に基 づく政令によつて準用する場合を含む。） の規定により一類感染症、二類感染症、新 型インフルエンザ等感染症又は指定感染症 の患者とみなされる者及び新感染症の所見 がある者をいい、宿泊することにより旅館 業の施設において特定感染症をまん延させ るおそれがほとんどないものとして厚生労働</p>	<p>第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に 対し、旅館業の施設における特定感染症のま ん延の防止に必要な限度において、特定感染 症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者 の区分に応じ、当該各号に定める協力を求め ることができる。</p> <p>一 特定感染症の症状を呈している者その他 の政令で定める者 次に掲げる協力</p> <p>イ 当該者が次条第一号に該当するかどうか が明らかでない場合において、医師の 診断の結果その他の当該者が同号に該当 するかどうかを確認するために必要な事 項として厚生労働省令で定めるものを厚 生労働省令で定めるところにより営業者 に報告すること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感 染症を除く。）の患者、感染症法第八条（ 感染症法第四十四条の九第一項の規定に基 づく政令によつて準用する場合を含む。） の規定により一類感染症、二類感染症、新 型インフルエンザ等感染症又は指定感染症 の患者とみなされる者及び新感染症の所見 がある者をいい、宿泊することにより旅館 業の施設において特定感染症をまん延させ るおそれがほとんどないものとして厚生労働</p>	<p>（新設）</p>

働省令で定める者を除く。次条第一項第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 (略)

2 4 (略)

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

(削る)

働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 (略)

2 4 (略)

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二 前条第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないとき。

- 三 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

- 四 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。

五 (略)

働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 (略)

2 4 (略)

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

(新設)

- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

(新設)

三 (略)

(新設)

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実

四 (略)

基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

第五条の二 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者

二・三 (略)

(新設)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条又は第六条第一項の規定に違反した者

二・三 (略)

修正案	現行 (閣議決定時点)
<p style="text-align: center;">附 則 (検討)</p> <p>第二条 政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法（以下この条及び次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。）の施設における特定感染症（新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。）のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、過去に旅館業の施設において第一条の規定による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (検討) (新設)</p> <p>第二条 (新設)</p> <p>政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の旅館業法（次条において「新旅館業法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)</p>

第三条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては

、市長又は区長。以下同じ。）は、当分の間、新旅館業法第三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

2 営業者（新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。）は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。）を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

3 新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業の施設に宿泊を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、なお従前の例による。

（食品衛生法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下この条において「新食品衛生法」という。）第五十六条（新食品衛生法第五十七条第二項（新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に食品衛生法第四条第七項に規定する営業（新食品衛生法第六十八条第三項に規定する場合を含む。次項において単に「営業」という。）の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新食品衛生法第五十六条第一項（新食品衛生法第五十七条第二項（新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一

第三条

新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。以下この条において同じ。）の施設に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。）を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、なお従前の例による。

（食品衛生法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下この条において「新食品衛生法」という。）第五十六条（新食品衛生法第五十七条第二項（新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に食品衛生法第四条第七項に規定する営業（新食品衛生法第六十八条第三項に規定する場合を含む。）の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

（新設）

項において準用する場合を含む。）の規定により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（理容師法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の理容師法（次項において「新理容師法」という。）第十一条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新理容師法第十一条の三第一項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（興行場法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の興行場法（次項において「新興行場法」という。）第二条の二の規定は、施行日前に興行場法第一条第二項に規定する興行場営業（次項において単に「興行場営業」という。）の譲渡があった場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新興行場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者（興行場営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第五条の規定による改正後の公衆浴場法（次項において「

（理容師法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の理容師法第十一条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

（新設）

（興行場法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の興行場法第二条の二の規定は、施行日前に興行場法第一条第二項に規定する興行場営業の譲渡があった場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

（新設）

（公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第五条の規定による改正後の公衆浴場法第二条の二の規定

新公衆浴場法」という。) 第二条の二の規定は、施行日前に公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場業(次項において単に「浴場業」という。)の譲渡があつた場合における当該浴場業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新公衆浴場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者(浴場業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後のクリーニング業法(次項において「新クリーニング業法」という。)第五条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新クリーニング業法第五条の三第一項の規定により営業者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第七条の規定による改正後の美容師法(次項において「新美容師法」という。)第十二条の二の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新美容師法第十二条の二第一項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

は、施行日前に公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場業の譲渡があつた場合における当該浴場業を譲り受けた者については、適用しない。

(新設)

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後のクリーニング業法第五条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(新設)

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第七条の規定による改正後の美容師法第十二条の二の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(新設)



(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第八条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(次項において「新食鳥処理法」という。)  
第七条の規定は、施行日前に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業(次項において単に「食鳥処理の事業」という。)の譲渡があった場合における当該事業を譲り受けた者については、適用しない。

2 都道府県知事は、当分の間、新食鳥処理法第七条第一項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者(食鳥処理の事業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第八条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第七条の規定は、施行日前に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業の譲渡があった場合における当該事業を譲り受けた者については、適用しない。

(新設)

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。